

京都市訓令甲第5号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員服務規程の一部を次のように改正する。

平成18年8月24日

京都市長 榊 本 頼 兼

第4条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員は、職員証を改ざんし、汚損し、若しくは紛失し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

第4条第4項を次のように改める。

- 4 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに職員証を市長に返還しなければならない。

(1) 職員証の更新を受けたとき。

(2) 職員証の再交付を受けようとするとき。ただし、紛失による場合を除く。

(3) 消防局、交通局、上下水道局又は教育委員会事務局に異動したとき。

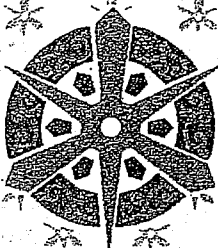

(4) 離職したとき。ただし、離職後引き続き地方公務員法第28条の4第1項又は

第28条の5第1項の規定により採用される場合を除く。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

（表 面）

	職 員 証		NO _____
	氏 名 _____		
年 月 日生 _____			
京 都 市			

（裏 面）

注 意

- 1 職務の執行に当たっては、本証を常に携帯しなければならない。
- 2 本証を改ざんし、汚損し、若しくは紛失し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。
- 3 氏名を変更し、又は本証を汚損し、若しくは紛失したときは、本証の再交付を受けなければならない。
- 4 京都市職員服務規程に規定する職員証を返還すべき事由が生じたときは、直ちに本証を返還しなければならない。

有効期限 年 月 日

第2号様式注以外の部分中「 氏名の変更」を「 氏名の変更」に改め、「 汚 損」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に交付されている職員証は、この訓令による改正後の京都市職員服務規程第1号様式による職員証とみなす。

(総務局人事部人事課)